

# 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の 整備に関する取組状況について（追加資料）

平成30年10月  
厚生労働省子ども家庭局

## 児童相談所の概要

### 1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

### 2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国212か所(平成30年10月1日現在)

### 3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。  
\*市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

### 4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

### 5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数:12,116人(平成30年4月1日現在)  
(内訳)・児童福祉司 3,426人・児童福祉司スーパーバイザー 666人  
・児童心理司 1,447人・医師 658人・保健師 140人 等

### 6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐん犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

# 児童福祉司の概要

※下線は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)等による改正

## 1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。(児童福祉法第13条第1項等)

## 2 児童福祉司の主な業務内容(児童相談所運営指針)

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

## 3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○医師

○社会福祉士

○社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

## 4 児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第8項)

## 5 人数等

○ 全国の児童相談所に 3,426名(平成30年4月1日現在、任用予定含む)配置されている。

○ 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。(児童福祉法第13条第2項)

※政令で定める基準:児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行う。(平成30年度までの間は経過措置を設ける。)

平成30年度 児童福祉司の配置状況について

	児童福祉司の 配置員数 (29.4.1) A	児童福祉司の 配置員数(予定含む) (30.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	78	83	5
青森県	45	48	3
岩手県	32	37	5
宮城県	34	32	▲2
秋田県	26	26	0
山形県	23	26	3
福島県	46	46	0
茨城県	66	62	▲4
栃木県	38	39	1
群馬県	41	42	1
埼玉県	148	174	26
千葉県	128	144	16
東京都	244	266	22
神奈川県	86	98	12
新潟県	41	41	0
富山県	22	21	▲1
石川県	17	18	1
福井県	17	17	0
山梨県	21	23	2
長野県	46	51	5
岐阜県	46	51	5
静岡県	48	53	5
愛知県	131	135	4
三重県	40	42	2
滋賀県	38	40	2
京都府	39	38	▲1
大阪府	162	177	15
兵庫県	97	99	2
奈良県	27	31	4
和歌山県	30	30	0
鳥取県	21	19	▲2
島根県	23	25	2
岡山県	29	27	▲2
広島県	44	48	4
山口県	36	37	1

	児童福祉司の 配置員数 (29.4.1) A	児童福祉司の 配置員数(予定含む) (30.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	23	24	1
香川県	23	25	2
愛媛県	34	34	0
高知県	32	31	▲1
福岡県	73	75	2
佐賀県	17	21	4
長崎県	29	29	0
熊本県	18	23	5
大分県	28	29	1
宮崎県	26	29	3
鹿児島県	34	37	3
沖縄県	47	49	2
札幌市	43	39	▲4
仙台市	23	23	0
さいたま市	37	36	▲1
千葉市	26	25	▲1
横浜市	102	109	7
川崎市	55	56	1
相模原市	23	26	3
新潟市	20	22	2
静岡市	17	17	0
浜松市	25	25	0
名古屋市	96	104	8
京都市	57	57	0
大阪市	82	92	10
堺市	34	39	5
神戸市	38	36	▲2
岡山市	21	22	1
広島市	27	27	0
北九州市	25	25	0
福岡市	33	36	3
熊本市	24	27	3
横須賀市	19	17	▲2
金沢市	14	14	0
合計	3,235	3,426	191

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

# 児童福祉司の任用資格取得過程

児童福祉司スーパーバイザー任用後の研修受講が義務

児童福祉司スーパーバイザー

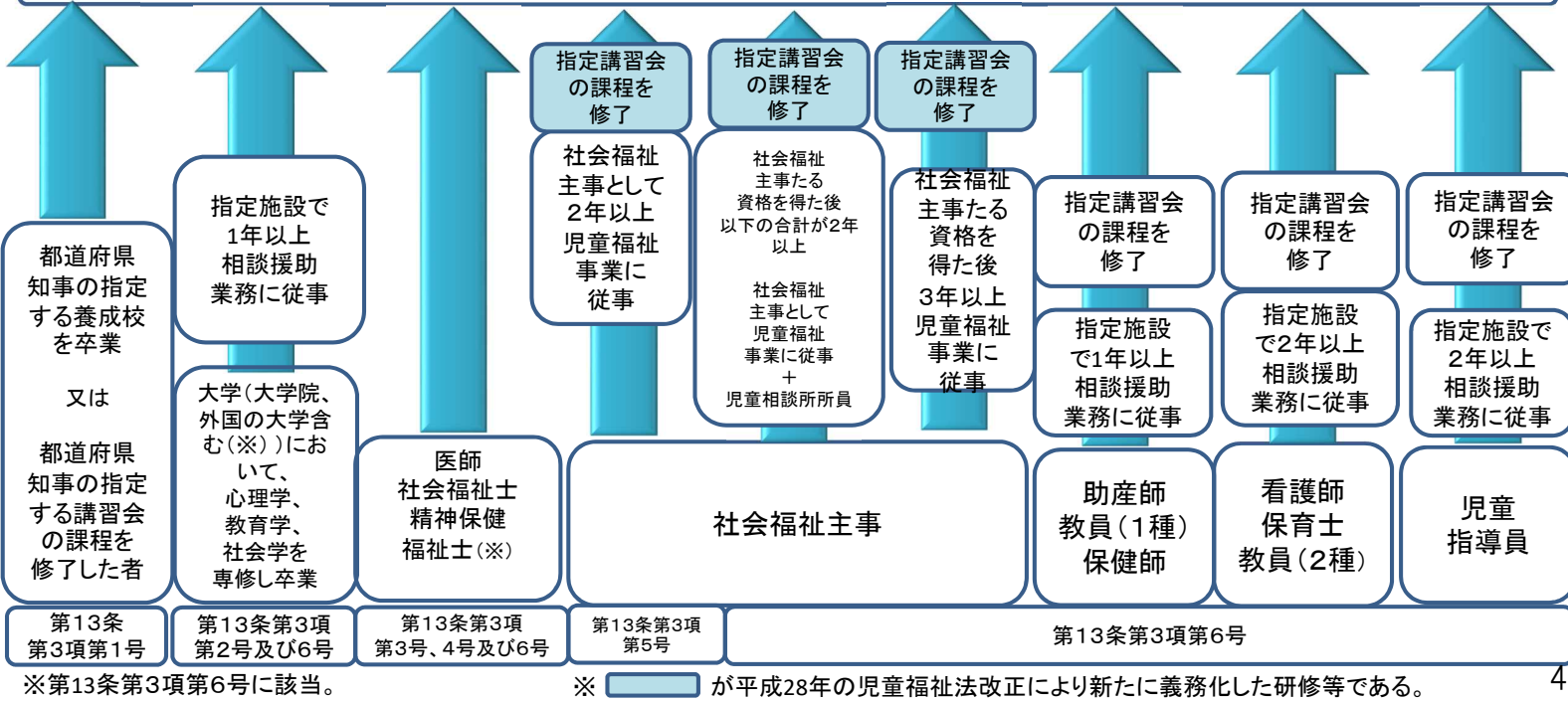
5年以上の児童福祉司経験者

任用後の研修受講が義務

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格



## 児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定める指定施設(法第13条第3項第2号)

児童福祉法第13条第3項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。当該指定施設は次のとおりである。

### (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 地域保健法の規定により設置される保健所
2. 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
3. 医療法に規定する病院及び診療所
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
6. 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
7. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
8. 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
10. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
12. 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

**(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設**

1. 精神科病院
2. 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
3. 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
4. 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
5. 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
7. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
8. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
10. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
11. 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
12. 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

**(3) 上記(1)(2)に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設**

児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村(特別区含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)

**児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)**

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計	都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計	児童福祉法 第13条 第3項	内容
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	計			1号	2号	3号	4号	5号	6号	計			
北海道	1	31		19	6	16	73	徳島県		10		4	3	6	23	1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者		
青森県		10		11	22		43	香川県		11		9	1		21				
岩手県		16		15	2	4	37	愛媛県	1	2		5	10	10	28	2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したものの		
宮城県	4	9		7		8	28	高知県	5	4		20		1	30				
秋田県	2	3		12	4		21	福岡県	17	8		28	12	10	75				
山形県	1	20		3	2		26	佐賀県	9	1		8		2	20				
福島県		22		18	5	1	46	長崎県		7		20	2		29				
茨城県	1	23		29			60	熊本県		1		8	14		23				
栃木県	10	10		1		5	26	大分県	1	5		9	4	7	26				
群馬県	16	1		11	2	7	37	宮崎県	3	10		8	4		25				
埼玉県		49		117		3	169	鹿児島県	2			11	20		33				
千葉県	12	54		31	2	45	144	沖縄県	1	9		37	2		49				
東京都	10	98		79	3	76	266	札幌市		16		17	1	2	36				
神奈川県		90		8			98	仙台市	1	2		12	5	2	22				
新潟県		41					41	さいたま市	5	2		22	3	4	36				
富山県	2	8		6		4	20	千葉市		7		14	4		25				
石川県	2	8		7		1	18	横浜市	6	37		61	2	3	109				
福井県		9		7		1	17	川崎市		2		49	3	2	56				
山梨県		2		9	3	5	19	相模原市		2		19	5		26				
長野県		11		34	2	4	51	新潟市				14	5	3	22				
岐阜県	2	23		19		2	46	静岡市	5					8	13				
静岡県	8	18		16	1	2	45	浜松市	7			14		3	24				
愛知県	7	38		63	9	1	118	名古屋市	28	25		37	5	9	104				
三重県	16	8		7	9	2	42	京都市	2	9		4	15	19	49				
滋賀県		18		14	3	2	37	大阪市	1	12		46	11	3	73				
京都府	4	7		11		13	35	堺市		3		23	2	4	32				
大阪府	6	60		108	2	1	177	神戸市		21		12		2	35				
兵庫県	5	26		23	16	11	81	岡山市	8			13			21				
奈良県	5	15		5	2		27	広島市	1	8		9	5		23				
和歌山県	3	5		17	2	3	30	北九州市	19	4		2			25				
鳥取県		10		3	6		19	福岡市	3	2		23		4	32				
島根県	2	10		8	2	1	23	熊本市				15	5	4	24				
岡山県		15		11		1	27	横須賀市		5		8		4	17				
広島県	1	21		10	3	13	48	金沢市		5		6	3		14				
山口県		9		9	12	30		<b>合計</b>	<b>245</b>	<b>1028</b>	<b>0</b>	<b>1326</b>	<b>263</b>	<b>363</b>	<b>3225</b>	【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】			
※平成30年4月1日時点の人数(所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く)																			

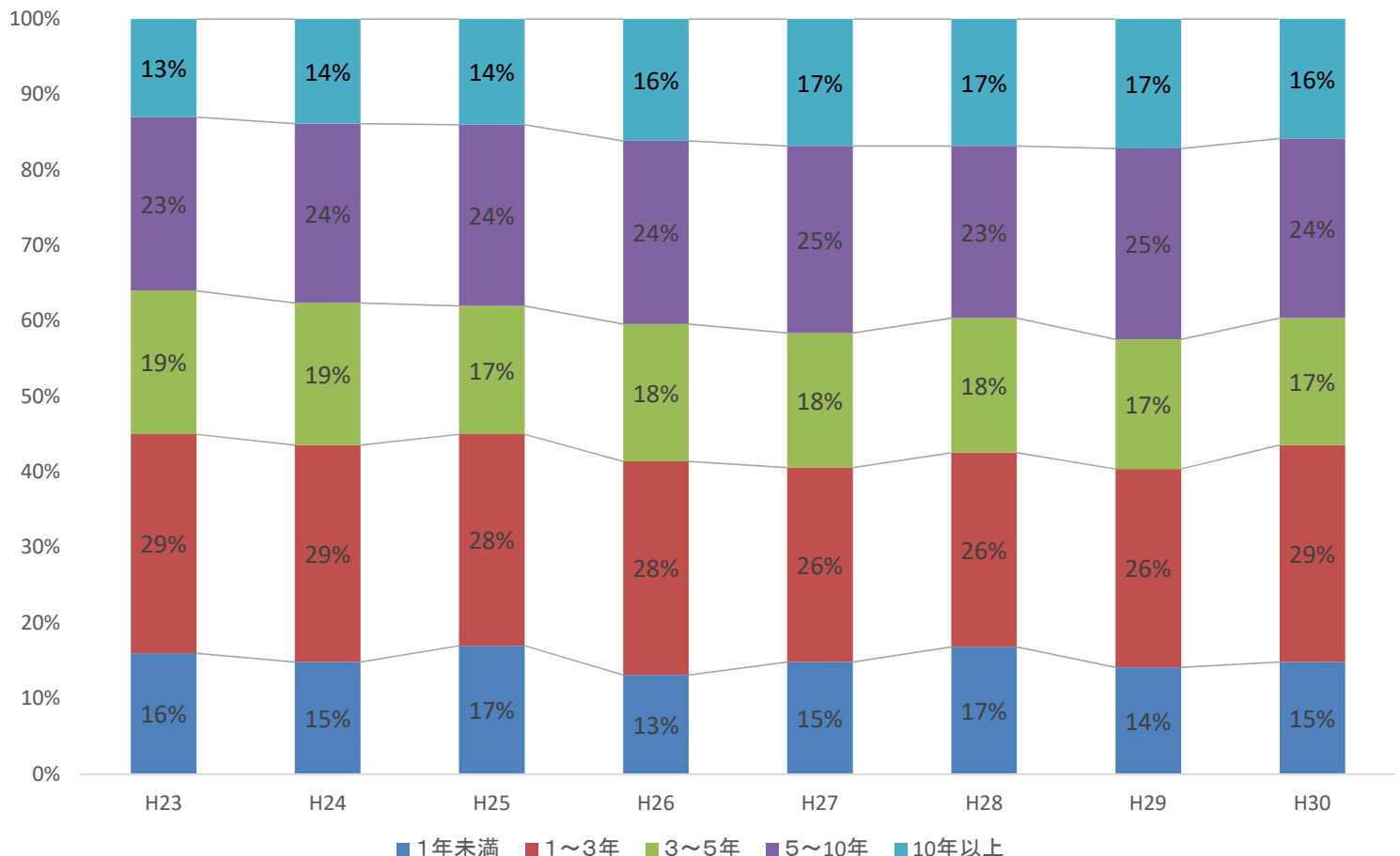
## 児童福祉司の各任用区分の人数(児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分)

児福法規則 第6条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの	6
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	22
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	2
4号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）	5
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	41
6号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	38
7号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	0
8号	看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	2
9号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	100
10号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては一年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	26
11号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間	70
12号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）	24
13号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	27
計		363

※平成30年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であつて児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く）

8

## 児童福祉司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであつて児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

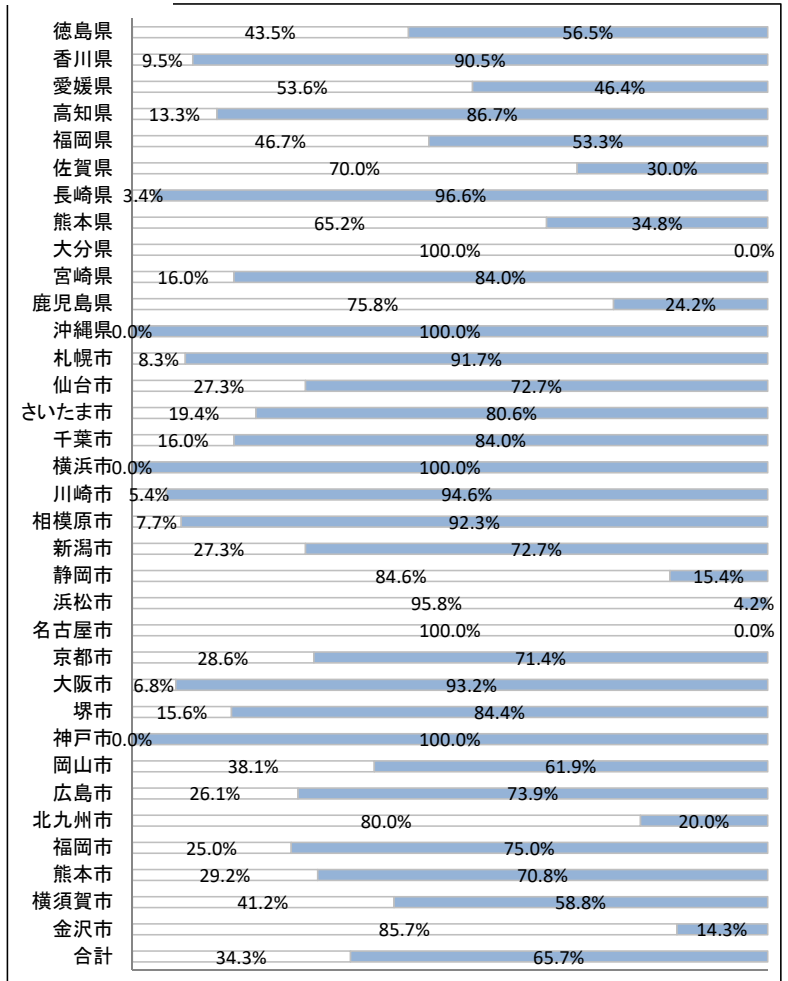
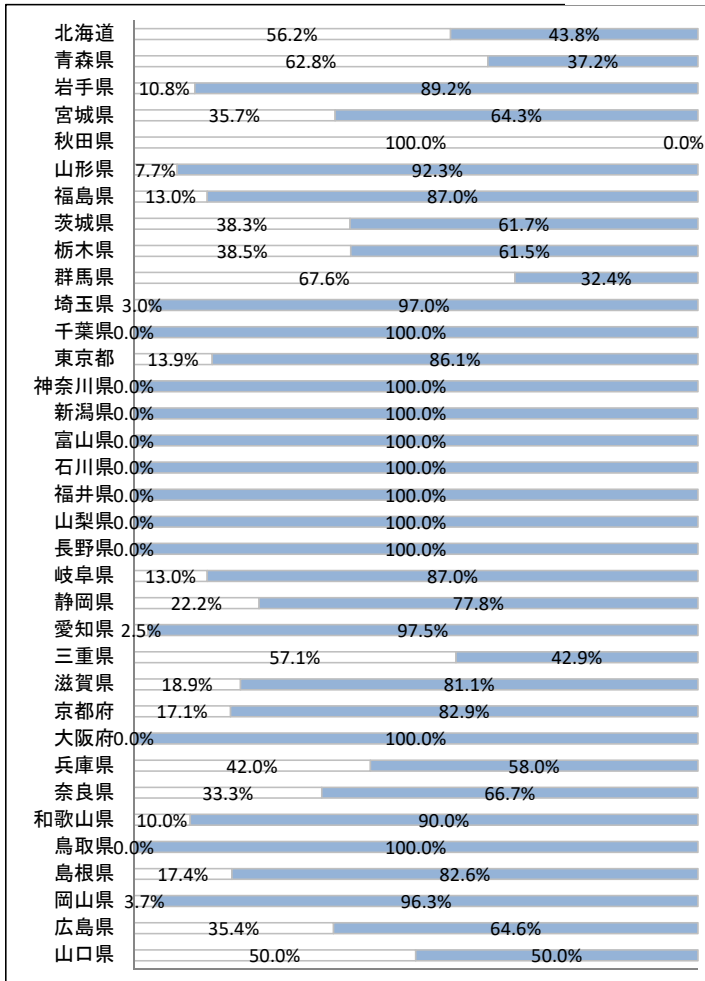
※ H29・H30は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であつて児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

9

# 平成30年度 児童福祉司の採用区分構成割合(平成30年4月1日時点)

□ 一般行政職 ■ 福祉等専門職



【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】 10

## 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※下線は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)等による改正

### 1 スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

(児童福祉法第13条第5項)

### 2 スーパーバイザーの主な業務内容(児童相談所運営指針)

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

### 3 スーパーバイザーの要件

児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。(児童福祉法第13条第5項)

### 4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第8項)

※「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

### 5 人数等

○ 全国の児童相談所に666名(平成30年4月1日現在)配置されている。

○ 指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。

(児童福祉法第13条第6項)

※ 政令で定める基準:指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、児童福祉司(スーパーバイザー以外)5人につき1人以上であること【参酌基準】(児童福祉法施行令第3条第2項)

平成30年度 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について

	スーパーバイザーの配置員数 (29.4.1) A	スーパーバイザーの配置員数 (30.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)		スーパーバイザーの配置員数 (29.4.1) A	スーパーバイザーの配置員数 (30.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	16	16	0	徳島県	4	4	0
青森県	9	8	▲1	香川県	5	4	▲1
岩手県	4	4	0	愛媛県	5	5	0
宮城県	8	8	0	高知県	10	10	0
秋田県	4	3	▲1	福岡県	25	25	0
山形県	3	4	▲1	佐賀県	3	5	▲2
福島県	6	5	▲1	長崎県	8	8	0
茨城県	9	9	0	熊本県	2	3	▲1
栃木県	9	8	▲1	大分県	6	6	0
群馬県	9	7	▲2	宮崎県	4	6	▲2
埼玉県	32	33	▲1	鹿児島県	3	4	▲1
千葉県	18	28	10	沖縄県	11	13	▲2
東京都	51	52	1	札幌市	6	7	▲1
神奈川県	10	11	1	仙台市	4	4	0
新潟県	7	7	0	さいたま市	5	5	0
富山県	4	5	▲1	千葉市	4	4	0
石川県	3	3	0	横浜市	20	27	▲7
福井県	3	4	▲1	川崎市	12	12	0
山梨県	4	4	0	相模原市	8	8	0
長野県	10	12	▲2	新潟市	4	4	0
岐阜県	8	8	0	静岡市	4	2	▲2
静岡県	9	10	▲1	浜松市	6	6	0
愛知県	22	26	4	名古屋市	20	23	▲3
三重県	7	7	0	京都市	12	12	0
滋賀県	11	10	▲1	大阪市	17	18	▲1
京都府	4	6	▲2	堺市	7	8	▲1
大阪府	30	44	14	神戸市	12	7	▲5
兵庫県	10	7	▲3	岡山市	4	4	0
奈良県	6	6	0	広島市	4	4	0
和歌山県	6	7	▲1	北九州市	2	2	0
鳥取県	6	8	▲2	福岡市	5	7	▲2
島根県	6	6	0	熊本市	4	4	0
岡山県	6	6	0	横須賀市	3	3	0
広島県	12	13	▲1	金沢市	0	0	0
山口県	7	7	0	合計	618	666	48

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】 12

**児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について**

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程度 （修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、 または3日程度を2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

14

## 平成29年度児童福祉司スーパーバイザー研修の到達度チェックについて

到達目標を項目化し、参加者が研修の事前・事後で自己評価(5段階評価)した結果  
(5:できる ← 3:どちらともいえない → 1:できない)

	子どもの虹情報研修センター			公益財団法人 SBI子ども希望財団		
	前期平均	後期平均	増減	前期平均	後期平均	増減
<b>I 知識</b>	<b>2.72</b>	<b>3.53</b>	<b>0.81</b>	<b>2.87</b>	<b>3.65</b>	<b>0.78</b>
法制度に関する知識	3.08	3.87	0.78	3.15	3.87	0.72
子ども虐待に関する知識	2.95	3.65	0.70	2.85	3.57	0.72
アセスメントと支援方針に関する知識	2.89	3.63	0.74	2.91	3.61	0.70
スーパーバイズ(の方法)に関する知識	2.87	3.78	0.91	2.88	3.70	0.82
子どもの権利に関する知識	1.82	2.72	0.91	1.95	3.18	1.23
<b>II 技術-1</b>	<b>3.29</b>	<b>3.82</b>	<b>0.53</b>	<b>3.20</b>	<b>3.71</b>	<b>0.51</b>
ソーシャルワークの基本プロセスの指導	3.09	3.67	0.59	3.12	3.65	0.53
機関連携の指導	3.19	3.68	0.49	3.11	3.59	0.48
子ども虐待のアセスメントの指導	3.46	3.98	0.52	3.30	3.85	0.55
ケースマネジメントの指導	3.43	3.96	0.53	3.34	3.85	0.51
<b>III 技術-2</b>	<b>2.58</b>	<b>3.33</b>	<b>0.75</b>	<b>2.73</b>	<b>3.43</b>	<b>0.70</b>
組織マネジメントの技術	2.99	3.58	0.58	2.92	3.52	0.60
スーパーバイズの技術	2.73	3.56	0.83	2.66	3.51	0.85
スーパーバイズの効果判定	2.00	2.86	0.85	1.95	2.83	0.88
<b>IV 態度</b>	<b>3.87</b>	<b>4.17</b>	<b>0.30</b>	<b>3.70</b>	<b>4.23</b>	<b>0.53</b>

15



# 児童心理司の概要

※下線は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)による改正

## 1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理司)が含まなければならない。(児童福祉法第12条の3)

## 2 児童心理司の主な業務内容 (児童相談所運営指針)

(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

## 3 児童心理司の要件 (児童福祉法第12条の3)

○医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる

- ・ 公認心理師
- ・ 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

## 4 人数

全国の児童相談所に 1,447名(平成30年4月1日現在)配置されている。

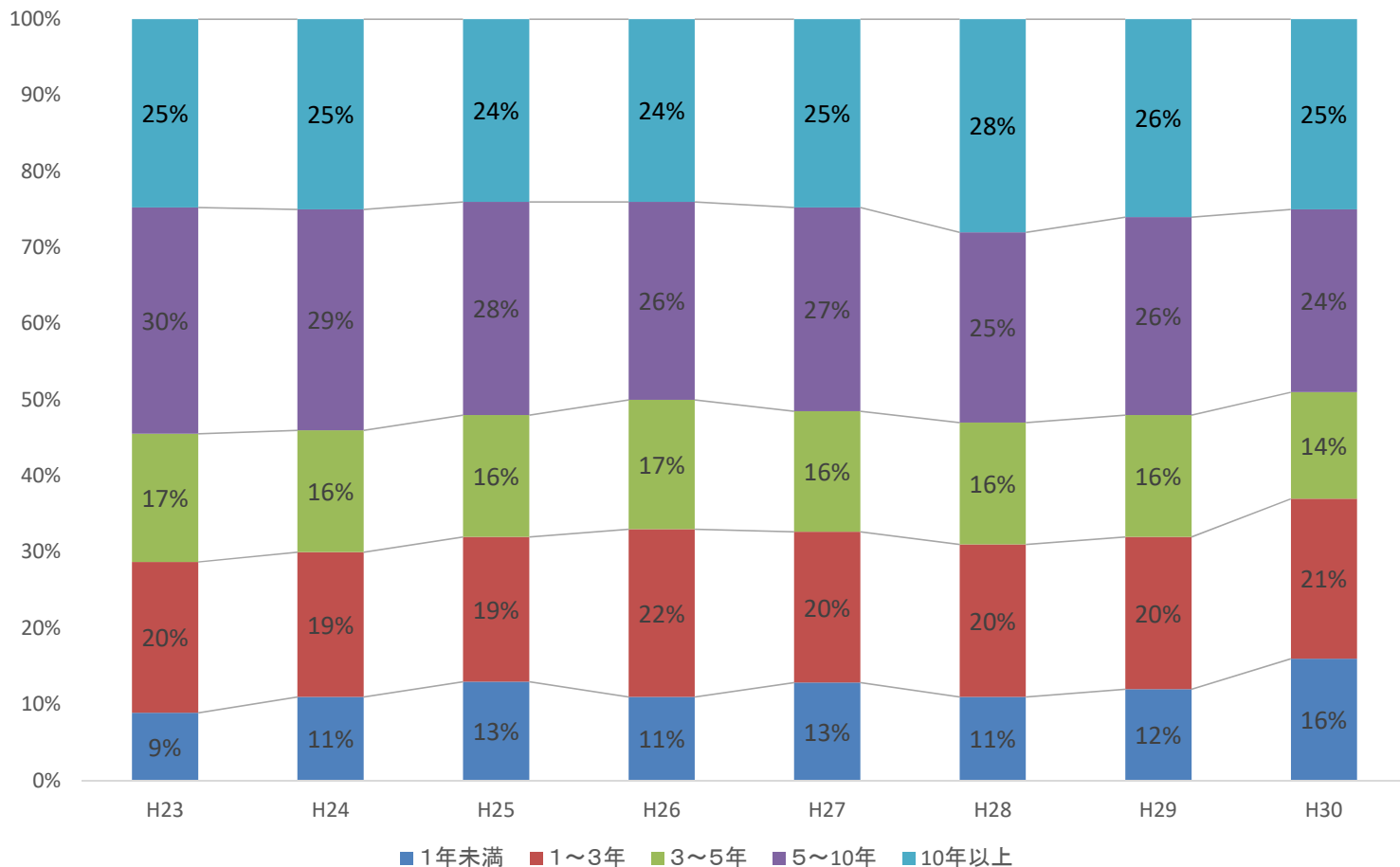
平成30年度 児童心理司の配置状況について

	児童心理司の 配置員数 (29.4.1) A	児童心理司の 配置員数 (30.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)		児童心理司の 配置員数 (29.4.1) A	児童心理司の 配置員数 (30.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	43	44	1	徳島県	10	10	0
青森県	19	20	1	香川県	11	11	0
岩手県	14	17	3	愛媛県	11	15	4
宮城県	25	24	▲1	高知県	13	13	0
秋田県	14	13	▲1	福岡県	25	26	1
山形県	11	10	▲1	佐賀県	9	12	3
福島県	17	20	3	長崎県	14	13	▲1
茨城県	25	31	6	熊本県	13	12	▲1
栃木県	15	15	0	大分県	18	16	▲2
群馬県	25	26	1	宮崎県	11	12	1
埼玉県	40	49	9	鹿児島県	14	16	2
千葉県	65	90	25	沖縄県	13	13	0
東京都	107	116	9	札幌市	18	18	0
神奈川県	33	33	0	仙台市	18	18	0
新潟県	10	10	0	さいたま市	11	14	3
富山県	11	12	1	千葉市	18	17	▲1
石川県	16	16	0	横浜市	26	26	0
福井県	9	9	0	川崎市	24	29	5
山梨県	9	9	0	相模原市	16	13	▲3
長野県	20	19	▲1	新潟市	7	9	2
岐阜県	16	21	5	静岡市	12	8	▲4
静岡県	23	23	0	浜松市	12	13	1
愛知県	41	50	9	名古屋市	24	25	1
三重県	21	22	1	京都市	18	18	0
滋賀県	19	17	▲2	大阪市	28	31	3
京都府	24	24	0	堺市	9	8	▲1
大阪府	47	47	0	神戸市	13	13	0
兵庫県	47	47	0	岡山市	11	11	0
奈良県	10	11	1	広島市	10	12	2
和歌山県	13	13	0	北九州市	7	7	0
鳥取県	10	10	0	福岡市	19	19	0
島根県	15	21	6	熊本市	11	12	1
岡山県	19	20	1	横須賀市	7	7	0
広島県	18	17	▲1	金沢市	5	5	0
山口県	18	19	1	<b>合計</b>	<b>1,355</b>	<b>1,447</b>	<b>92</b>

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童心理司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

# 児童心理司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童心理司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】 18

## 平成30年度 医師又は保健師の配置状況について

	医師の配置員数		対前年 増減人員 (B-A)	保健師の配置員数		対前年 増減人員 (B-A)
	(29.4.1)A	(30.4.1)B		(29.4.1)A	(30.4.1)B	
北海道	29	28	▲1	0	0	0
青森県	6	6	0	0	0	0
岩手県	7	6	▲1	0	0	0
宮城県	0	6	▲6	3	2	▲1
秋田県	4	4	0	1	1	0
山形県	9	9	0	1	1	0
福島県	15	13	▲2	0	0	0
茨城県	14	13	▲1	3	3	0
栃木県	10	13	▲3	0	0	0
群馬県	15	10	▲5	3	3	0
埼玉県	9	13	▲4	9	0	▲9
千葉県	36	33	▲3	0	0	0
東京都	67	74	▲7	11	8	▲3
神奈川県	9	9	0	5	5	0
新潟県	16	15	▲1	0	0	0
富山県	13	12	▲1	0	0	0
石川県	12	15	▲3	3	3	0
福井県	4	6	▲2	0	0	0
山梨県	7	7	0	2	2	0
長野県	11	12	▲1	3	3	0
岐阜県	10	10	0	0	0	0
静岡県	6	6	0	4	4	0
愛知県	18	18	0	3	6	3
三重県	2	2	0	5	9	4
滋賀県	10	10	0	4	5	1
京都府	8	8	0	0	0	0
大阪府	27	24	▲3	2	2	0
兵庫県	14	14	0	0	0	0
奈良県	7	7	0	1	1	0
和歌山県	5	5	0	0	0	0
鳥取県	2	4	▲2	3	3	0
島根県	15	14	▲1	2	4	2
岡山県	20	18	▲2	4	4	0
広島県	12	13	▲1	0	0	0
山口県	11	12	▲1	1	1	0

	医師の配置員数		対前年 増減人員 (B-A)	保健師の配置員数		対前年 増減人員 (B-A)
	(29.4.1)A	(30.4.1)B		(29.4.1)A	(30.4.1)B	
徳島県	8	8	0	0	0	0
香川県	2	2	0	2	2	0
愛媛県	6	6	0	0	1	1
高知県	5	12	▲7	1	1	0
福岡県	12	11	▲1	2	3	1
佐賀県	4	4	0	1	2	1
長崎県	5	5	0	2	2	0
熊本県	17	14	▲3	2	2	0
大分県	6	6	0	4	4	0
宮崎県	7	7	0	4	5	1
鹿児島県	1	11	▲10	1	1	0
沖縄県	8	7	▲1	0	0	0
札幌市	7	8	▲1	4	3	▲1
仙台市	4	5	▲1	2	2	0
さいたま市	6	5	▲1	1	1	0
千葉市	14	14	0	1	1	0
横浜市	4	4	0	16	17	1
川崎市	9	6	▲3	3	3	0
相模原市	5	5	0	2	2	0
新潟市	4	2	▲2	1	1	0
静岡市	0	0	0	1	1	0
浜松市	0	0	0	1	2	1
名古屋市	0	0	0	2	2	0
京都市	4	4	0	0	0	0
大阪市	6	10	▲4	3	3	0
堺市	5	6	▲1	1	1	0
神戸市	3	2	▲1	1	1	0
岡山市	8	7	▲1	1	1	0
広島市	2	2	0	1	1	0
北九州市	2	2	0	0	0	0
福岡市	3	3	0	3	3	0
熊本市	1	8	▲7	1	0	▲1
横須賀市	2	3	▲1	0	0	0
金沢市	0	0	0	1	1	0
合計	630	658	28	138	140	2

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成30年度 医師の配置状況について（平成30年4月1日時点）

自治体名	医師の配置員数 (H30.4.1現在)	医師の配置員数	
		常勤職員数	非常勤職員数
北海道	28	0	28
青森県	6	2	4
岩手県	6	0	6
宮城県	6	6	0
秋田県	4	0	4
山形県	9	0	9
福島県	13	0	13
茨城県	13	1	12
栃木県	13	0	13
群馬県	10	0	10
埼玉県	13	1	12
千葉県	33	0	33
東京都	74	6	68
神奈川県	9	0	9
新潟県	15	0	15
富山県	12	2	10
石川県	15	0	15
福井県	6	0	6
山梨県	7	0	7
長野県	12	0	12
岐阜県	10	0	10
静岡県	6	0	6
愛知県	18	1	17
三重県	2	1	1
滋賀県	10	0	10
京都府	8	0	8
大阪府	24	2	22
兵庫県	14	0	14
奈良県	7	0	7
和歌山県	5	1	4
鳥取県	4	0	4
島根県	14	0	14
岡山県	18	0	18
広島県	13	1	12
山口県	12	0	12

自治体名	医師の配置員数 (H30.4.1現在)	医師の配置員数	
		常勤職員数	非常勤職員数
徳島県	8	0	8
香川県	2	0	2
愛媛県	6	0	6
高知県	12	4	8
福岡県	11	0	11
佐賀県	4	0	4
長崎県	5	0	5
熊本県	14	0	14
大分県	6	0	6
宮崎県	7	0	7
鹿児島県	11	1	10
沖縄県	7	0	7
札幌市	8	4	4
仙台市	5	0	5
さいたま市	5	0	5
千葉市	14	0	14
横浜市	4	4	0
川崎市	6	0	6
相模原市	5	0	5
新潟市	2	0	2
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	4	4	0
大阪市	10	4	6
堺市	6	0	6
神戸市	2	1	1
岡山市	7	1	6
広島市	2	2	0
北九州市	2	0	2
福岡市	3	1	2
熊本市	8	0	8
横須賀市	3	0	3
金沢市	0	0	0
合計	658	50	608

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】 20

児童相談所における弁護士の実用状況等（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

平成30年4月1日現在における弁護士の実用状況

児童相談所数	常勤職員 ※2 (配置割合(÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合(÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合(÷児童相談所数))
	箇所数	人数	箇所数	人数	
211箇所 ※1	7箇所 (3.3%)	9人	85箇所 (40.3%)	136人	119箇所 (56.4%)

(※1) 名古屋市については、5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

(※2) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県(1箇所、1人)、福岡県(1箇所、1人)、新潟市(1箇所、3人(本庁と兼任))、名古屋市(3箇所(5月以降)、3人)、福岡市(1箇所、1人)

<参考> これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員 (配置割合(÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合(÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合(÷児童相談所数))
		箇所数	人数	箇所数	人数	
平成29年4月1日	210箇所	6箇所 (2.9%)	6人	82箇所 (39.0%)	105人	122箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209箇所	4箇所 (1.9%)	4人	31箇所 (14.8%)	47人	174箇所 (83.3%)

# 児童相談所長の資格区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
北海道	1	1	3	3		8
青森県				2	4	6
岩手県		1		1	1	3
宮城県			1	1	1	3
秋田県				2	1	3
山形県				2		2
福島県		2		1	1	4
茨城県	1		1	1		3
栃木県				3		3
群馬県			1	2		3
埼玉県			1	3	2	6
千葉県		4		2		6
東京都	1		6	2	2	11
神奈川県				5		5
新潟県		3	1	1		5
富山県		2				2
石川県		1		1		2
福井県		2				2
山梨県				2		2
長野県		3	1	1		5
岐阜県		2	2	1		5
静岡県			2	3		5
愛知県	1	3	1	4	1	10
三重県		1		4		5
滋賀県			1	2		3
京都府				1	2	3
大阪府		2	2	2		6
兵庫県		1		1	3	5
奈良県			2			2
和歌山県					2	2
鳥取県			2	1		3
島根県		2		1	1	4
岡山県		1		2		3
広島県			1	2		3
山口県				6		6

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
徳島県			1		2	3
香川県			1	1		2
愛媛県				2	1	3
高知県				1	1	2
福岡県				6		6
佐賀県				1		1
長崎県		2				2
熊本県			2			2
大分県				2		2
宮崎県		1		1	1	3
鹿児島県				3		3
沖縄県		1		1		2
札幌市				1		1
仙台市				1		1
さいたま市	1					1
千葉市				1		1
横浜市			1	3		4
川崎市				3		3
相模原市				1		1
新潟市				1		1
静岡市				1		1
浜松市				1		1
名古屋市				2		2
京都市				2		2
大阪市		1	1			2
堺市		1				1
神戸市					1	1
岡山市					1	1
広島市				1		1
北九州市					1	1
福岡市	1					1
熊本市					1	1
横須賀市				1		1
金沢市			1			1
<b>合計</b>	<b>6</b>	<b>37</b>	<b>35</b>	<b>102</b>	<b>30</b>	<b>210</b>

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉法第12条の3第2項	内容
1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3号	社会福祉士
4号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

※平成30年4月1日時点の人数

# 児童相談所長の各資格区分の人数(児童福祉法第12条の3第2項第5号に該当する者の区分)

児福法規則第2条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
2号	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
3号	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	2
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	0
6号	児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	14
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	4
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	3
ハ	児童福祉司として勤務した期間	2
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	3
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	2
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
7号	社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	14
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	9
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	1
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	2
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	1
計		30

※平成30年4月1日時点の人数

# 児童相談所強化プラン(概要)

## 1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

## 2. 内容

### ① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

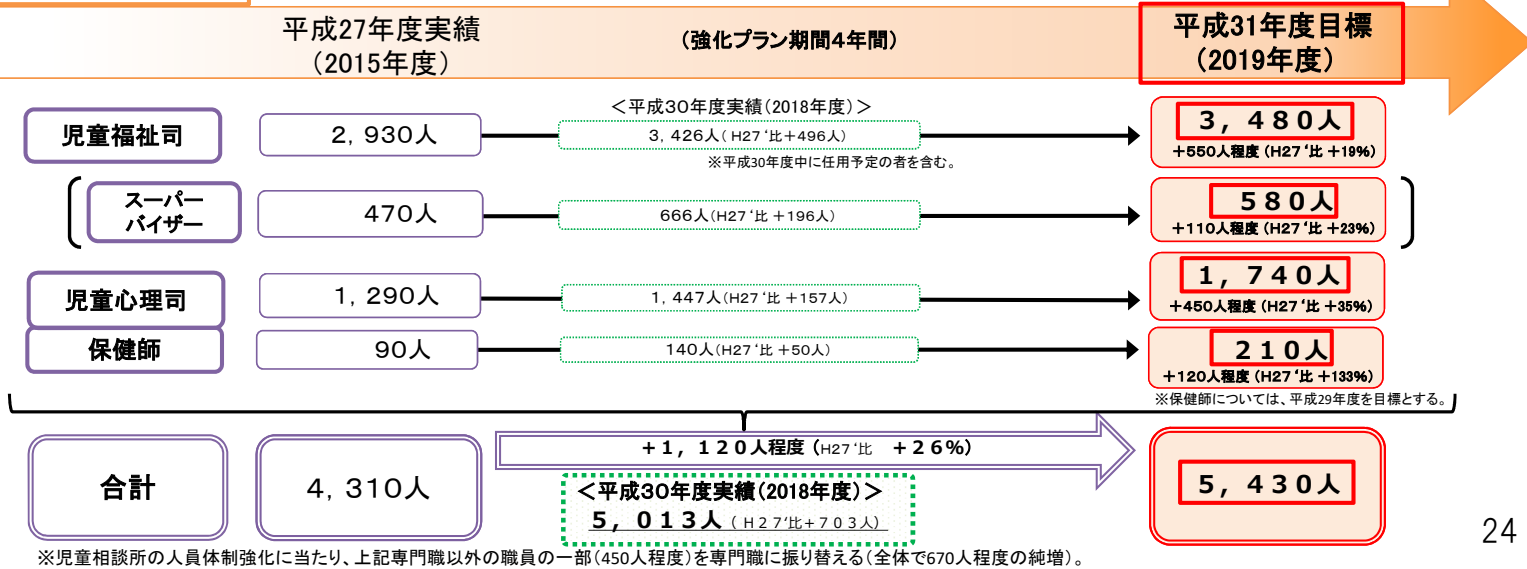
### ② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

### ③ 関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

## 3. 専門職の増員目標



24

## 児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正(第13条第2項)等を踏まえ、これを改正し、平成28年8月に公布。
  - 平成28年10月からは、以下を予定。
    - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
    - ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には、業務量(虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行う。
- ※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。

**現行** 児童福祉司の担当区域の標準 = 人口 おおむね4~7万人

**改正後** 児童福祉司の配置数の標準 = ① + ② 以上

※交通事情等を考慮

① 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人

端数は切り上げ

②  $\left( \frac{\text{各児童相談所の虐待相談対応件数} - \text{各児童相談所管轄地域の人口} \times \frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}}}{40} \right)$

端数は切り上げ

全国の人口1人当たりの虐待相談対応発生件数 ÷ 1 / 1000件

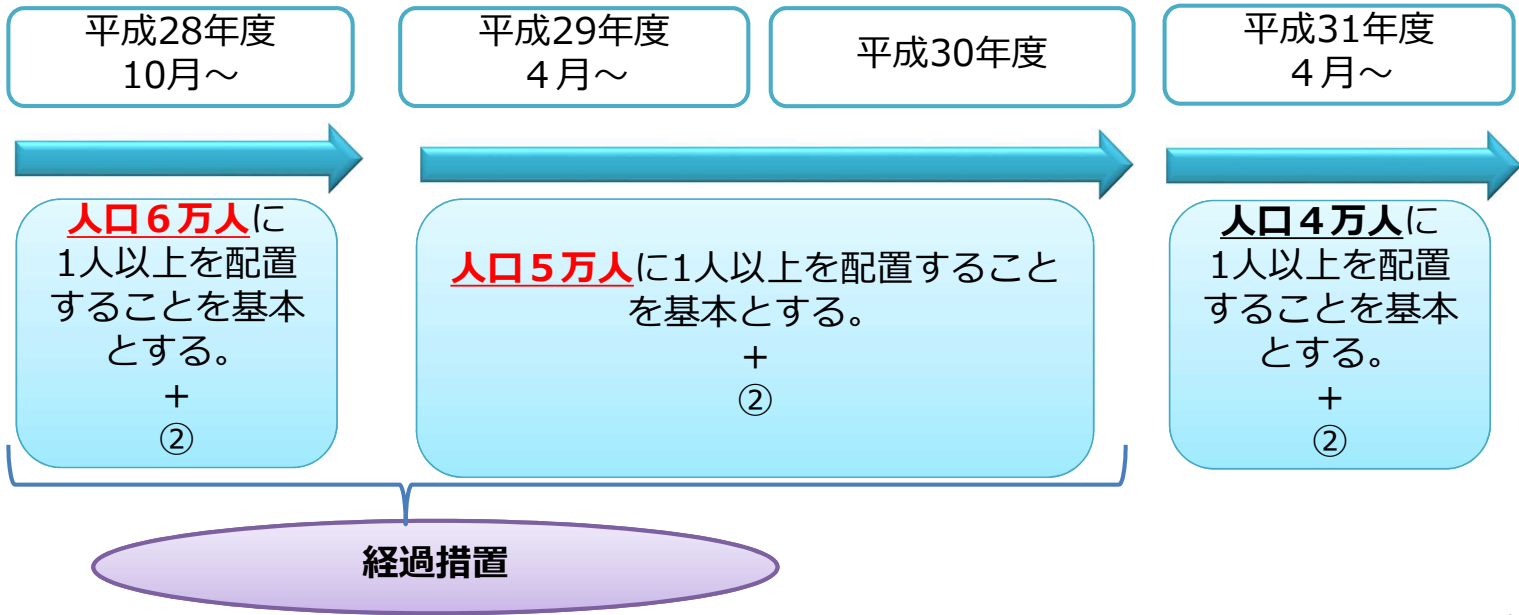
※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。  
 ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生件数が、全国平均の虐待相談対応発生件数よりも多い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。  
 ※ ②の「40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約40ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調べ))を踏まえたもの。

# 児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から

- ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
- ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。



26

## スーパーバイザー、児童心理司、保健師、弁護士の配置標準等について

- 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師、④弁護士を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等に定めた。

### ①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第5項第6項）

端数は四捨五入

- 児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令（平成28年8月公布）に規定。）

### ②児童心理司（改正児童福祉法第12条の3第6項第1号）

端数は四捨五入

- 児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

### ③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の3第6項第2号）

- 医師又は保健師を1人以上配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

### ④弁護士（改正児童福祉法第12条第3項）

- 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

27

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

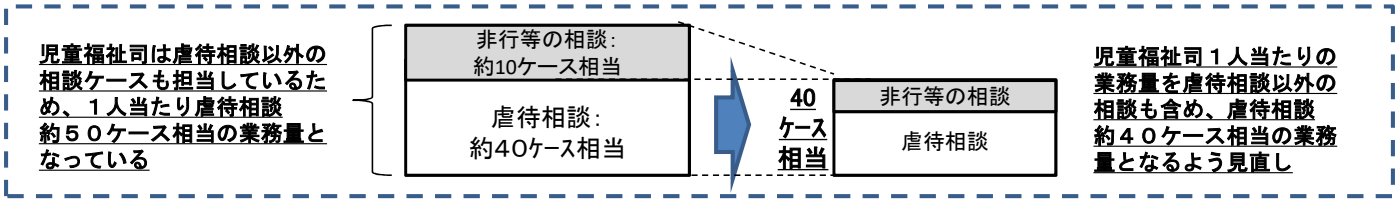
1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン(2016年度~2019年度) : 550人程度の増  
※ 2017年度配置実績 : 3,253人

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。



- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・ 児童心理司 : 上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・ 保健師 : 各児童相談所一人を配置
- ・ 弁護士 : 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

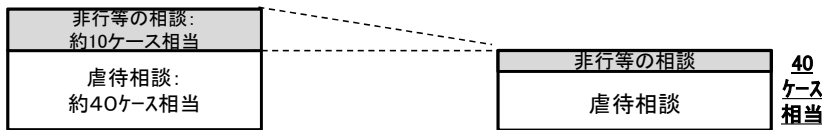
参考

(児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日  
児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)のポイント)

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント  
＜ 児童福祉司の増員について ＞

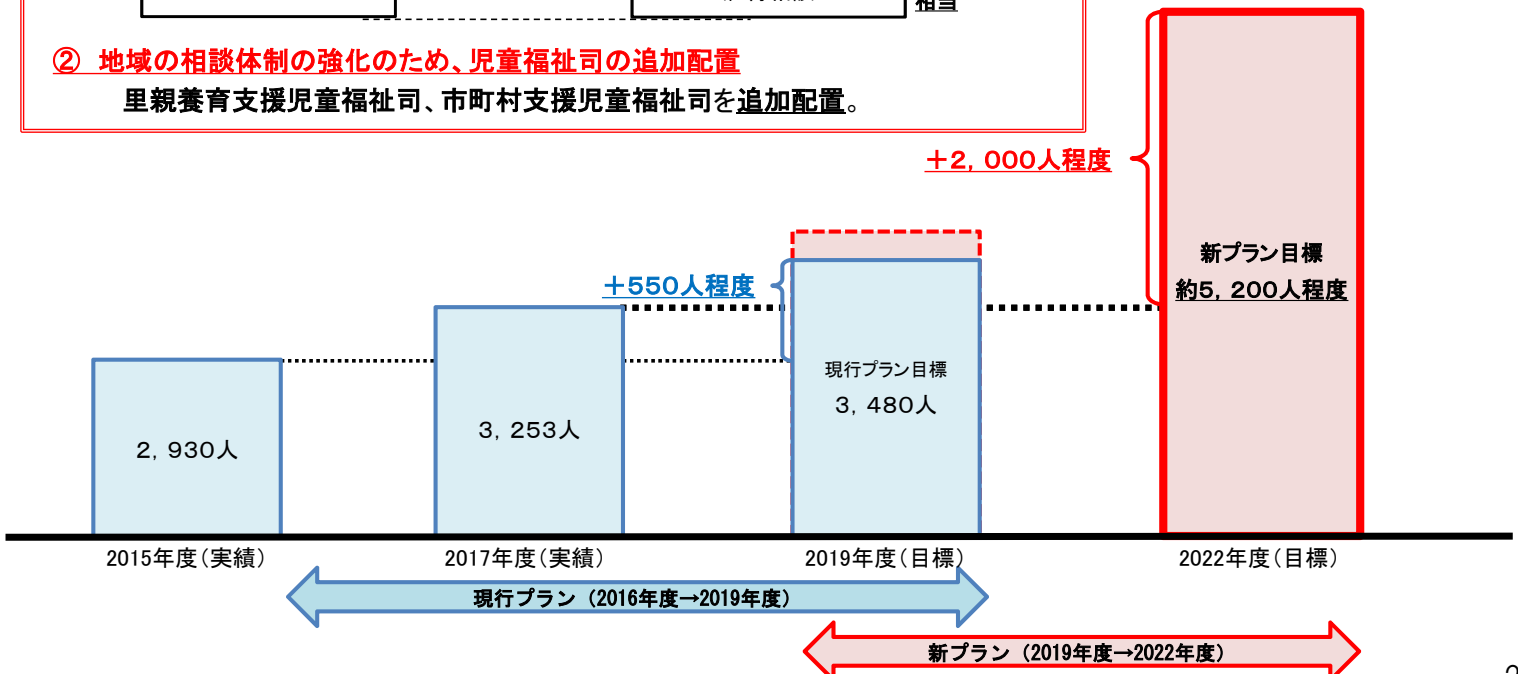
① 児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談件数+非行等の相談件数が  
虐待相談50ケース相当となっている → 虐待相談件数+非行等の相談件数が  
虐待相談40ケース相当となるよう設定



② 地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置

里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。



都道府県等別 児童相談所における警察官、教員等の配置状況

○ 全国の児童相談所に、警察官35名、警察官OB170名、教員131名、教員OB151名が配置。(平成30年4月1日現在)

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	22	0	25	0	22
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
宮城県	0	0	2	0	0	0	3	0	1	0	4	0	1	0	9	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	6	0	0	0	0	0	1	3	0	2	1	3	6	2
栃木県	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3
群馬県	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0	0	1	4	2	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	8	1	14	0	8
千葉県	0	0	3	0	0	0	5	0	1	2	0	0	1	2	8	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	3	23	0	9	3	23	0	9
神奈川県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	0	1	6
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	16	0	1	0	16
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
石川県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	2
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岐阜県	0	0	9	0	0	0	0	0	0	5	0	3	0	5	9	3
静岡県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	4	4	2
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0	3	0	4
三重県	0	0	5	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	7	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	4	0	16	1	4
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
和歌山県	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	3	2	1	2	3
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	2	1

30

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
山口県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	8	0	0
徳島県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	5	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	1
愛媛県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	4	1
高知県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0	2	0	3	3	2
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	0	0	4
佐賀県	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	3	2
長崎県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	0
熊本県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	0
大分県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	4	0
宮崎県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	0	5
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	1	1	4
仙台市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	5	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	2	0
千葉市	0	0	1	0	0	0	5	0	0	1	1	0	0	1	7	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
静岡市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	3	2
浜松市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	2	1
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	3	0	3	3
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	2	2	0	4	2
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	0	7	0	4
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	5	0	7	1	5
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
広島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	3	0
北九州市	0	0	5	0	0	0	1	0	0	4	3	7	0	4	9	7
福岡市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	4	0
熊本市	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
合計	1	0	67	3	0	2	30	0	34	168	34	148	35	170	131	151

31



# 児童相談所の設置に向けた検討状況(平成30年6月時点)

## 1 中核市(対象:52市)

- ・「設置する方向」(2ヶ所) : 明石市、奈良市
- ・「設置の方向で検討中」(2ヶ所) : 船橋市、豊橋市
- ・「設置の有無を含めて検討中」(19ヶ所) : 旭川市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、高崎市、川越市、柏市、豊中市、枚方市、姫路市、和歌山市、呉市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市

## 2 特別区(対象:23区)

- ・「設置する方向」(15ヶ所) : 千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
- ・「設置の方向で検討中」(7ヶ所) : 中央区、台東区、品川区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※ 中核市は54市あるが、横須賀市、金沢市は児童相談所設置済みのため、調査の対象外としている。  
※ 上記に記載のない市区については、調査時点において未検討である。

32

## 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

### 現 状

- ・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

### 対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算において、以下の費用への補助を行う。

#### 財政面における支援

##### ◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助) **《平成30年度予算新規》**

##### ◆施設整備への支援(一時保護所)

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 **《平成30年度予算新規》**

#### 制度・運用面における支援

##### ◆人材確保・育成支援

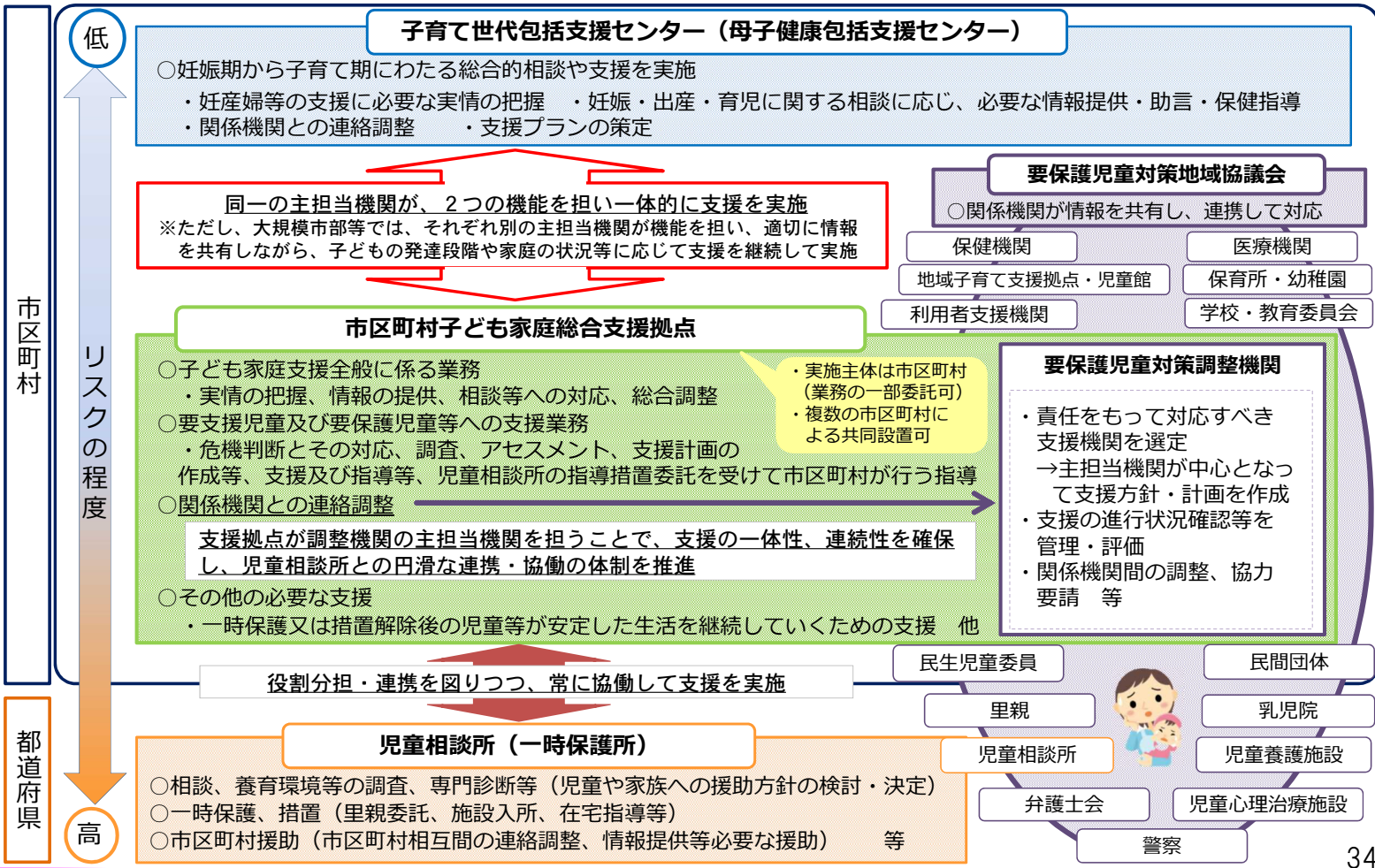
- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

##### ◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

33

# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

## 要保護児童対策地域協議会の概要

### 果たすべき機能

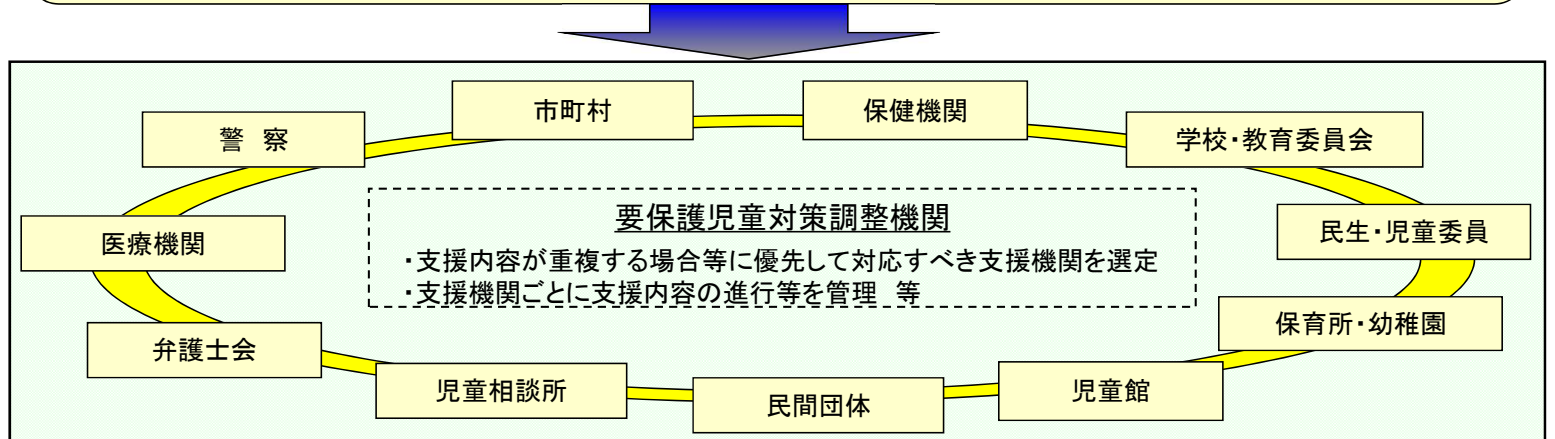
支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- 個人情報等の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

※ 平成28年の児童福祉法改正により、要保護児童対策調整機関への専門職の配置の義務付け、研修受講の義務付けを実施



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数(※)		1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度：4月1日時点 平成29年度：4月1日時点（設置している市町村数、登録ケース数）、2月調査時点（調整機関職員数）  
 【出典】平成27、28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

# 要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成30年2月調査時点>

〔 上段：配置市区町村数  
下段：配置率 〕

区分	市区	指定都 市・児童 相談所設 置市	市・区 (30万人 以上)	市・区 (10万人 ~30万人 未満)	市・区 (10万人 未満)	町	村	合計
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(201)	(529)	(740)	(181)	(1,735)
①児童福祉司たる資格を 有する者	500	20	54	159	267	200	32	732
	61.4%	90.9%	87.1%	79.1%	50.5%	27.0%	17.7%	42.2%
②これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、 保育士、教員、児童指導員	274	2	8	39	225	370	114	758
	33.7%	9.1%	12.9%	19.4%	42.5%	50.0%	63.0%	43.7%
③社会福祉主事	15	0	0	1	14	4	5	24
	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%	2.6%	0.5%	2.8%	1.4%
合 計	789	22	62	199	506	574	151	1,514
	96.9%	100.0%	100.0%	99.0%	95.7%	77.6%	83.4%	87.3%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）。複数職員を配置している市町村については、数字の小さい区分を優先して計上している。

(参考)	766	20	61	192	493	480	122	1,368
平成28年4月1日時点の合計	93.6%	90.9%	98.0%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成28年度調査）

36

## 要保護児童対策地域協議会の運営上の課題

要保護児童対策地域協議会の運営上の課題としては、「調整機関の業務量に対して職員数が不足している」が1,024か所(59.0%)、「調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない」が1,001か所(57.7%)、「会議運営のノウハウが十分でない」が950か所(54.8%)と多くなっている。

<平成29年4月1日時点>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30 万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	22	62	201	529	740	181	1,735
調整機関の業務量に対して職員数が不足している	16	45	148	327	406	82	1,024
	72.7%	72.6%	73.6%	61.8%	54.9%	45.3%	59.0%
調整機関において専門資格を有する職員が十分に配 置できていない	9	19	102	300	454	117	1,001
	40.9%	30.6%	50.7%	56.7%	61.4%	64.6%	57.7%
会議運営のノウハウが十分でない	8	14	95	254	456	123	950
	36.4%	22.6%	47.3%	48.0%	61.6%	68.0%	54.8%
構成機関職員への研修機会が十分ではない	8	34	107	241	354	87	831
	36.4%	54.8%	53.2%	45.6%	47.8%	48.1%	47.9%
ケースの進行管理が十分できていない	7	23	96	209	283	65	683
	31.8%	37.1%	47.8%	39.5%	38.2%	35.9%	39.4%
構成機関に地域協議会の意義が浸透していない	10	26	93	184	193	44	550
	45.5%	41.9%	46.3%	34.8%	26.1%	24.3%	31.7%
ケースの危険度や緊急度の判断(アセスメント)の方法 がわからない	4	7	33	139	265	60	508
	18.2%	11.3%	16.4%	26.3%	35.8%	33.1%	29.3%
構成機関との情報交換・情報共有が十分できていない	8	14	58	102	143	39	364
	36.4%	22.6%	28.9%	19.3%	19.3%	21.5%	21.0%
地域協議会運営のための予算が足りない	2	8	29	50	53	14	156
	9.1%	12.9%	14.4%	9.5%	7.2%	7.7%	9.0%
その他	1	2	10	35	25	7	80
	4.5%	3.2%	5.0%	6.6%	3.4%	3.9%	4.6%

(上段：市区町村数、下段：該当区分での割合)  
(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

37

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
  - 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
  - 実施市町村数: 761市区町村(1, 436か所) (平成30年4月1日現在) ➢ 2020年度末までに全国展開を目指す。
- ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センターの実施状況 (H30. 4. 1時点: 母子保健課調べ)

自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
北海道 [44か所]	南幌町 1	山形県 [26か所]	山形市 1	茨城県 [29か所]	水戸市 2	埼玉県 [45市町村]	さいたま市 10	東京都 [143か所]	千代田区 3	神奈川県 [88か所]	横浜 56	山梨県 [16か所]	甲府市 1
青森県 [3か所]	青森市 1	福島県 [39か所]	福島市 4	栃木県 [28か所]	宇都宮市 5	千葉県 [48か所]	千葉市 1	千葉県 [48か所]	千葉市 1	新潟県 [55か所]	新潟市 24	長野県 [44か所]	長野市 1
岩手県 [9か所]	盛岡市 1	群馬県 [13か所]	高崎市 1	群馬県 [13か所]	高崎市 1	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	新潟県 [55か所]	新潟市 24	長野県 [44か所]	長野市 1
宮城県 [25か所]	仙台市 10	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	新潟県 [55か所]	新潟市 24	長野県 [44か所]	長野市 1
秋田県 [7か所]	秋田市 2	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	東京都 [143か所]	新潟県 [55か所]	新潟市 24	長野県 [44か所]	長野市 1

市区町村が直営で実施...1, 360ヶ所  
民間(NPO法人等)に委託して実施...76ヶ所

自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数						
静岡県 24市町 [36か所]	静岡市 3 浜松市 8 沼津市 1 熱海市 1 三島市 2 富士宮市 2 伊東市 1 島田市 1 富士市 1 磐田市 1 掛川市 1 藤枝市 1 御殿場市 1 袋井市 1 下田市 1 裾野市 1 御前崎市 1 菊川市 1 牧之原市 1 東伊豆町 1 函南町 1 小山町 2 吉田町 1 森町 1	三重県 17市町 [49か所]	津市 15 四日市市 1 伊勢市 2 松阪市 2 鈴鹿市 1 名張市 16 尾鷲市 1 亀山市 1 いなべ市 1 木曾岬町 1 朝日町 2 多気町 1 明和町 1 大台町 1 玉城町 1 大紀町 1 紀宝町 1 京都府 17市町 [31か所]	大阪府 24市町 [69か所]	能勢町 1 吹田市 3 茨木市 1 四條畷市 1 八尾市 1 富田林市 1 河内長野市 1 大塚狭山市 2 太子町 1 河南町 1 泉大津市 1 和泉市 1 泉南市 1 阪南市 1 忠岡町 1 熊取町 1 田尻町 1 岬町 1 高槻市 1 東大阪市 4 豊中市 3 宇治市 1 大津市 24 堺市 15 神戸市 12 姫路市 8 尼崎市 2 西宮市 8 明石市 4 芦屋市 1 宝塚市 1 三田市 1 伊丹市 3 猪名川町 2 加古川市 3 稲美町 1 播磨町 1 高砂市 1 小野市 1 加東市 1 西脇市 1 三木市 1 加西市 1 福崎町 1 神河町 1 たつの市 1 太子町 1 佐用町 1 宍粟市 1 相生市 1 赤穂市 1 上郡町 1 豊岡市 1 香美町 1 朝来市 1 養父市 1 篠山市 1 洲本市 1 淡路市 2	和歌山県 15市町村 [19か所]	和歌山市 4 橋本町 1 有田市 2 御坊市 1 田辺市 1 紀美野町 1 かつらぎ町 1 九度山町 1 湯淺町 1 広川町 1 有田川町 1 みなべ町 1 上富田町 1 太地町 1 北山村 1 奈良県 23市町村 [27か所]	奈良市 2 大和高田市 1 和歌山県 16市町村 [20か所]	松江市 1 雲南市 1 出雲市 1 美郷町 1 島南町 1 浜田市 1 江津市 2 吉賀町 1 知夫村 1 岡山市 1 倉敷市 5 津山市 1 玉野市 1 井原市 1 総社市 1 高梁市 1 南国市 1 新見市 1 備前市 1 瀬戸内市 1 赤松市 1 真庭市 1 美作市 1 早鳥町 1 備前町 1 西粟倉村 1 広島県 15市町 [42か所]	徳島県 1市 [1か所]	鳴門市 1 高松市 8 丸亀市 1 善通寺市 1 三木町 1 多度津町 1 まんのう町 1 今治市 1 伊予市 1 今島町 3 高知市 1 室戸市 1 安芸市 1 南国市 1 土佐市 1 須崎市 1 宿毛市 1 土佐清水市 1 四万十市 1 香南市 1 香美市 1 いの町 1 仁淀川町 1 佐川町 1 横原町 1 日高村 1 大月町 1 北九州市 7 福岡市 7 大牟田市 1 久留米市 1 春日市 1 那珂川町 1 新宮町 1 久山町 1 粕屋町 1 宗像市 1 戸畑町 1 水巻町 1 直方市 1 飯塚市 1 宮若市 1 田川市 1 福智町 1 大刀洗町 1 行橋市 1 刈田町 1 吉富町 1	佐賀県 8市町 [11か所]	佐賀市 1 唐津市 2 鳥栖市 1 多久市 1 伊万里市 2 吉野ヶ里町 1 みやき町 2 大町町 1 長崎県 4市町 [4か所]	佐世保市 1 西海市 1 長与町 1 時津町 1 熊本県 4市町 [13か所]	熊本市 6 人吉市 2 玉名市 1 玉東町 1 南関町 1 長洲町 1 産山村 1 大分県 4市 [4か所]	中津市 1 臼杵市 1 竹田市 1 杵築市 1 宮崎市 7 日南市 1 都城市 1 日田市 1 小林市 1 日向市 1 えびの市 1 綾町 1 高千穂町 1 日之影町 1 久留米市 1 鹿児島県 15市町村 [19か所]	鹿児島市 5 鹿児島市 1 枕崎町 1 出水市 1 薩摩川内市 1 霧島市 1 志布志市 1 奄美市 1 伊佐市 1 姶良市 1 十島村 1 さつま町 1 肝付町 1 宇佐市 1 知名町 1 今帰仁村 1 南風原町 1	山口県 13市町 [21か所]	山口市 1 山陽小野田市 1 周南市 1 上関町 1

761市区町村
1,436箇所

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成29年度予算：154億円→平成30年度予算：159億円）

### 1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

### 2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

【設置か所数】114か所（平成30年2月時点）  
※補助金の交付対象ではない拠点を含む。  
※補助金の交付か所数：38か所

### 3. 実施主体

市区町村  
※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

### 4. 補助率

国：1/2（市区町村：1/2）

### 5. 補助単価（平成30年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）	○一部委託の場合（1支援拠点当たり）
小規模A型 3,721千円	小規模A型 8,940千円
小規模B型 9,438千円	小規模B型 14,657千円
小規模C型 15,660千円	小規模C型 20,879千円
中規模型 20,873千円	中規模型 31,310千円
大規模型 38,701千円	大規模型 59,576千円
上乗せ配置単価 2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価
	常勤職員 5,588千円(1人当たり)
	非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（平成30年2月時点）

自治体名	箇所数	福祉金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
北海道	旭川市	1	○	○	中規模
	滝川市	1		○	小規模A
	千歳市	1	○	○	小規模B
	石狩市	1		○	小規模A
	上富良野町	1		○	小規模A
	中富良野町	1			
	中標別町	1			
青森県	三沢市	1			
宮城県	涌谷町	1	○	○	小規模A
茨城県	稲敷市	1			
	茨城町	1			
栃木県	矢板市	1		○	小規模A
群馬県	前橋市	1		○	中規模
埼玉県	志木市	1		○	小規模B
	和光市	1			
	坂戸市	1			
	皆野町	1			
千葉県	船橋市	1	○	○	大規模
	松戸市	1	○	○	中規模
	柏市	1		○	中規模
	南西総市	1	○	○	小規模A

自治体名	箇所数	福祉金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
東京都	千代田区	1	○	○	小規模A
	中央区	1			
	新宿区	1			
	文京区	1			
	台東区	1			
	品川区	1			
	目黒区	1			
	大田区	1			
	世田谷区	1			
	中野区	1			
	豊島区	1			
	荒川区	1		○	中規模
	練馬区	1			
	足立区	1		○	大規模
	葛飾区	1	○	○	中規模
	八王子市	1			
	立川市	1			
	青海市	1	○	○	小規模C
	昭島市	1	○	○	小規模B
	調布市	1		○	中規模
町田市	1	○	○	中規模	
小金井市	1		○	小規模C	
国分寺市	1	○	○	小規模B	
国立市	1		○	小規模B	
福生市	1		○	小規模A	
清瀬市	1				
東久留米市	1				
武蔵村山市	1				
多摩市	1				
稲城市	1	○	○	小規模B	
羽村市	1	○	○	小規模A	
瑞穂町	1		○	小規模A	
日の出町	1				
奥多摩町	1				
三宅村	1		○	小規模A	

自治体名	箇所数	福祉金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
神奈川県	相模原市	3	○	○	中規模:1 小規模C:1
	海老名市	1	○	○	小規模C
	寒川町	1		○	小規模A
新潟県	二宮町	1	○	○	小規模A
	三条市	1	○	○	小規模B
	柏崎市	1			
	新発田市	1			
	高市	1		○	小規模B
	妙高市	1	○	○	小規模B
	上越市	1			
福井県	出雲崎町	1	○	○	小規模A
	福井市	1	○	○	中規模
	越前市	1		○	小規模B
	山梨県	甲府市	1		
長野県	飯田市	1		○	小規模B
	塩尻市	1	○	○	小規模B
	長野市	1	○	○	小規模A
	箕輪町	1			
	筑前市	1			
岐阜県	高山市	1		○	小規模B
	静岡県	熱海市	1	○	○
静岡県	焼津市	1	○	○	小規模C
	藤枝市	1	○	○	小規模C
	袋井市	1		○	小規模B
愛知県	豊橋市	1	○	○	中規模
	津島市	1	○	○	小規模B
滋賀県	豊田市	1	○	○	大規模
	彦根市	1	○	○	小規模C
大阪府	東近江市	1	○	○	小規模C
	枚方市	1	○	○	中規模
兵庫県	能勢町	1		○	小規模A
	明石市	1	○	○	中規模
奈良県	葛城市	1	○	○	小規模A
	明日香村	1		○	小規模A
鳥取県	鳥取市	1		○	中規模

自治体名	箇所数	福祉金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
島根県	邑南町	1		○	小規模A
岡山県	倉敷市	1			
広島県	廿日市市	1			
	宇部市	1			
山口県	山口市	1			
	岩国市	1	○	○	小規模C
	北九州市	7			
福岡県	宗像市	1		○	小規模B
	粕屋町	1		○	小規模A
長崎県	大村市	1	○	○	小規模C
	長与町	1		○	小規模A
熊本県	玉東町	1		○	小規模A
大分県	大分市	1		○	大規模
宮崎県	高橋町	1			
鹿児島県	薩摩川内市	1			
合計	箇所数	114	38	67	
	自治体数	106	37	66	

※設置運営要綱の基準を満たす支援拠点(67ヶ所)のうち、市区町村が直営で実施…65ヶ所  
民間(社会福祉法人等)に一部委託して実施…2ヶ所

「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(抄)  
(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(1) 資格要件

子ども家庭支援員

- ・実情の把握
- ・相談対応
- ・総合調整
- ・調査、支援及び指導等
- ・他関係機関等との連携

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下「相談援助業務」という。)に従事したものの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者(4)に規定する者を除く。)
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士
- (15) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの
  - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
  - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者(16)に規定する者を除く。)
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員  
なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

<p>心理担当支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理アセスメント</li> <li>・子どもや保護者等の心理的側面からのケア</li> </ul>	<p>大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等</p>
<p>虐待対応専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談</li> <li>・虐待が認められる家庭等への支援</li> <li>・児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整</li> </ul>	<p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(3) 医師</p> <p>(4) 社会福祉士</p> <p>(5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの</p> <p>(6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(9) 社会福祉士となる資格を有する者（（4）に規定する者を除く。）</p> <p>(10) 精神保健福祉士となる資格を有する者</p> <p>(11) 保健師</p> <p>(12) 助産師</p> <p>(13) 看護師</p> <p>(14) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの</p> <p>(15) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</p> <p>(16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p>(17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（16）に規定する者を除く。）</p> <p>(18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員</p> <p>なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。</p>

(2) 配置基準

類型	児童人口規模 (人口規模)	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員
小規模A型	児童人口:概ね0.9万人未満 人口:約5.6万人未満	常時2名	—	—
小規模B型	児童人口:概ね0.9万人以上1.8万人未満 人口:約5.6万人以上約11.3万人未満	常時2名	—	常時1名
小規模C型	児童人口:概ね1.8万人以上2.7万人未満 人口:約11.3万人以上約17万人未満	常時2名	—	常時2名
中規模型	児童人口:概ね2.7万人以上7.2万人未満 人口:約17万人以上約45万人未満	常時3名	常時1名	常時2名
大規模型	児童人口:概ね7.2万人以上 人口:約45万人以上	常時5名	常時2名	常時4名

※上記の配置に加え、児童虐待相談対応件数に応じて虐待対応専門員を上乗せ配置する。

(算式)

$$[ \text{当該市町村の児童虐待相談対応件数} \div \text{当該市町村の児童人口} \times \text{全国の児童虐待相談対応件数} \div \text{全国の児童人口} ] \div 40$$

# 社会福祉士の資格の概要

## 1 資格取得方法

3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

## 2 国家試験の概要

- 形態：年1回の筆記試験（2月上旬に実施）
- 試験の実施状況（平成29年度実施の第30回試験結果）  
受験者数43,937人、合格者数13,288人（合格率30.2%：新卒55.2%、既卒17.4%）
- 筆記試験の科目（19科目）  
①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度  
※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

## 3 資格者の登録状況

225,103人（平成30年4月末現在）

## 4 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（H30年4月1日時点）  
福祉系大学等：257校 324課程 定員22,890人  
社会福祉士指定養成施設：68校95課程 定員14,068

# 精神保健福祉士制度について

## 精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者を言う。

## 精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

### 資格者の登録状況

80,891人（平成30年3月末現在）

	第1回 (10年度)	第2回 (11年度)	第3回 (12年度)	第4回 (13年度)	第5回 (14年度)	第6回 (15年度)	第7回 (16年度)	第8回 (17年度)	第9回 (18年度)	第10回 (19年度)	第11回 (20年度)	第12回 (21年度)	第13回 (22年度)	第14回 (23年度)	第15回 (24年度)	第16回 (25年度)	第17回 (26年度)	第18回 (27年度)	第19回 (28年度)	第20回 (29年度)	合計
受験者数 (人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	133,901
合格者数 (人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	83,831
合格率 (%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	—
登録者数 (人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	3,479	4,831	4,696	—